

仙台市建設工事安全委員会設置要綱

(平成6年7月15日 市長決裁)

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事及び関連する業務委託並びに工事に準ずる業務委託や修繕における事故（以下「建設工事事故」という。）の発生を低減させることを目的として、仙台市建設工事安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 建設工事事故の発生状況の把握及び分析に関する事項
- (2) 安全対策に係るスローガン及び事業計画の作成に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、建設工事事故の発生を低減させるために必要な事項

2 前項第1号に規定する建設工事事故とは以下に掲げるものとし、その定義は別途定める。

- (1) 労働災害
- (2) もらい事故
- (3) 死傷公衆災害
- (4) 物損公衆災害

(委員会)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備局長をもってこれに充てる。
- 3 副委員長は、建設局長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、水道事業管理者、交通事業管理者及びガス事業管理者をもってこれに充てる。

(職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、副委員長及び委員を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 委員会の会議に付議すべき事項をあらかじめ調整するとともに委員長が指定する事項についての検討を行うため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

- 3 幹事長は、都市整備局次長のうちから、委員長が指名する者をもってこれに充てる。
- 4 幹事は、都市整備局技術管理室長、水道局給水部長、交通局鉄道技術部長及びガス局供給部長をもってこれに充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を統括する。
- 6 幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 7 幹事長は、幹事を招集し、会議の議長となる。

(事務局)

第7条 委員会及び幹事会の事務を処理するため、都市整備局技術管理室に事務局を置く。

(委任)

第8条 建設工事事故の判断及び分類は、委員会事務局に委任する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年7月16日から実施する。

附 則 (平成7年7月26日改正)

この改正は、平成7年8月1日から実施する。

附 則 (平成8年3月29日改正)

この改正は、平成8年4月1日から実施する。

附 則 (平成9年6月30日改正)

この改正は、平成9年7月1日から実施する。

附 則 (平成12年3月29日改正)

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成13年3月30日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則 (平成15年3月31日改正)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年3月31日改正)

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成17年3月31日改正)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年3月31日改正)

この改正は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成19年3月30日改正)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成２２年４月１日改正）

この改正は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則（平成２３年５月１日改正）

この改正は、平成２３年５月１日から実施する。

附 則（平成２４年４月１日改正）

この改正は、平成２４年４月１日から実施する。

附 則（平成２５年３月２９日改正）

この改正は、平成２５年４月１日から実施する。

附 則（平成２６年３月３１日改正）

この改正は、平成２６年４月１日から実施する。

附 則（平成２７年３月２５日改正）

この改正は、平成２７年４月１日から実施する。

附 則（平成２８年３月２５日改正）

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附 則（平成２９年３月２７日改正）

この改正は、平成２９年４月１日から実施する。

附 則（平成３０年３月２７日改正）

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附 則（平成３１年３月１３日改正）

この改正は、平成３１年４月１日から実施する。

附 則（令和２年３月２６日改正）

この改正は、令和２年４月１日から実施する。

附 則（令和３年３月２９日改正）

この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附 則（令和３年６月１０日改正）

この改正は、令和３年６月１０日から実施する。

附 則（令和４年３月１７日改正）

この改正は、令和４年４月１日から実施する。

附 則（令和５年３月３１日改正）

この改正は、令和５年４月１日から実施する。

附 則（令和７年２月１３日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。